

広島県告示第七百七十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五の規定によって、次のとおり指定介護予防サービス事業の廃止の届出があった。

平成二十五年十月十七日

広島県知事 湯崎英彦

指定介護予防サービス事業者	主たる事務所の所在地	介護予防サービス事業を廃止した事業所	所在地	サービスの種類	廃止年月日
介護福祉サービス株式会社	福山市新市町新市八八番地	福祉用具ゆうゆう高木	府中市高木町二〇番地一	介護予防福祉用具貸与	平成二五年八月三一日
介護福祉サービス株式会社	福山市新市町新市八八番地	福祉用具ゆうゆう高木	府中市高木町二〇番地一	特定介護予防福祉用具販売	平成二五年八月三一日
株式会社シンコウ	呉市川尻町原山一丁目八番一五号	デイサービスいこい	東広島市安芸津町小松原五九八番地一	介護予防通所介護	平成二五年九月六日
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目四番一四号	アースサポート東広島	東広島市西条中央三丁目六番一号	介護予防訪問介護	平成二五年九月一五日
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目四番一四号	アースサポート東広島	東広島市西条中央三丁目六番一号	介護予防訪問入浴介護	平成二五年九月一五日